

令和3年第8回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年8月25日(水) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所新館2階 中会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 11名

1番 島津 博道	(欠席)	11番 山本 秀夫
2番 笹川 稔	7番 奥堂 敏春	12番 森谷 正美
(欠席)	8番 坂下 正幸	13番 田上 正男
4番 北濱 陽子	9番 石倉 稔	14番 安 津久人
5番 池端 共栄	10番 谷内 吉夫	15番 田中 喜義)

(2) 欠席委員

3番 河内 よし 6番 谷内 誠一

(3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島6番 東 一朗

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

5 傍聴者 0人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第24号 非農地証明願いについて

7 報告事項

(1) 報告第14号 農地法第3条の3の規定による届出について

8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 1 0

事務局長	本日は2名の委員が欠席です。また農地利用最適化推進委員は1名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) ただ今の出席委員は、13名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第8回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。
各委員	(「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号8番 坂下 正幸 委員及び 議席番号9番 石倉 稔委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第22号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第22号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。
事務局	【議案第22号所有権移転、1番を議案書をもとに朗読】

	<p>合計 4 筆 3,567 m²で内訳は田が 3,567 m²です。</p> <p>いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。</p>
議 長	<p>それでは申請番号 1 番について、地区担当推進委員 輪島 1 番 宇羅恒一委員は急遽ご欠席ですが、事務局がご意見を預かっているということなので、報告願います。</p>
事 務 局	<p>先日現地確認を行い、申請者は周辺の農地を集積して耕作をしている農事組合法人であり、規模の拡大を図り取得したものでありますので、周辺に悪影響を与えることはないと考え、とのご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>それではこれより質疑を許します。</p>
各 委 員	<p>(意見・質疑なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p>
各 委 員	<p>【議案第 2 2 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
事 務 局	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 2 2 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 2 3 号】の農地法第 5 条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明願います。</p>
	<p>議案書 6 ページをご覧ください。議案第 23 号の農地法第 5 条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について 1 件ありますのでご説明いたします。</p> <p>【議案第 2 3 号賃貸借権設定、1 番を議案書をもとに朗読】</p>

事務局

合計 5 筆 5,141 m²で内訳は田が 5,141 m²です。なお、本件に関しては、前回第 7 回定例総会においてご審議いただいたものですが、その後、うち一筆について本来は一部を残して転用を行う計画であったにも

関わらず、残地も含めて事業に転用する農地として申請していたことが判明したものであります。事業者としては、分筆をせず、いずれ残地の部分も所有者が別の用途に使用すると聞いたので、一括して転用面積に含めて申請したようですが、許可申請の根本的な部分に関わる誤りということになりますので、今回再度申請のやり直しを求めたものであります。

続けて、農地等の所有権移転許可申請承認について 1 件ありますのでご説明いたします。

【議案第 23 号所有権移転、2 番・3 番を議案書をもとに朗読】

合計 10 筆 847.3 m²で内訳は田が 56 m²、畑が 791.3 m²です。

なお、申請番号 2 番は、申請者の現住居が県道沿いにありますが、その先の山間地に風力発電設備の設置をするにあたり、大型の運搬車の取り回しのために事業者からの申し出により付近の宅地に住居を移転新築すると共に、県道への接続道を設けるために、現況はほぼ原野化している畑を取得するものです。

申請番号 3 番は、バイパス道路設置工事に伴い住居を移転することになった申請者が、道路用地になる自己所有の農地と事業者が保有する道路用地の残地を交換して取得し、駐車場を設置するものです。

議長

以上です

ここで地区担当委員のご意見であります。申請番号 1 番については、事務局説明のとおり、前月 7 回の定例総会にてご審議いただいた案件の一部内容の変更に関するものであり、現地の状況については

すでに地区担当推進委員より前回ご意見をいただいているところで、すので、割愛いたします。

池端委員

それでは申請番号 2 番について地区担当委員 議席番号 5 番 池端共栄 委員よりご意見願います。

議 長	<p>先日 2 3 日に、会長ほか農業委員、事務局、本人及び業者の立会により現地を確認しました。風力発電設備をこの地区に設置することは地区全体の合意でありますし、またその工事に伴い運搬車移動のために住居を取り壊してスペースを空ける必要がある点も合意されているところです。新たな住居の建設地は高台にある旧保育所の跡地になりますが、県道に直に接続する通路が無かったため、周辺の農地を利用して接続道路を設置するものです。使用される農地は斜面状に位置しほぼ耕作放棄された一角になりますので、転用によっても周辺農地に影響を与えることは無いと考えます。</p>
東 委員	<p>続きまして、申請番号 3 番について地区担当推進委員 輪島 6 番 東 一朗委員よりご意見願います。</p>
議 長	<p>輪島 6 番 東です。2 3 日に会長、農業委員、事務局と関係者により現地確認をいたしました。申請地は川沿いの市道とこれから建設されるバイパス道路に囲まれた三角形の農地です。バイパス道路の反対側には農地が広がりますが、申請地のある側には農地は残っておらず、転用しても周辺への影響は無いと考えます。</p>
各 委 員	<p>これより質疑を許します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p>
各 委 員	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第 2 3 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 2 3 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第 2 4 号】の農地法の適用を受け</p>

事務局	<p>ない農地の証明願について議題といたします。事務局、説明願います。</p> <p>議案書12ページをご覧ください。議案第24号の非農地証明願についてご説明いたします。今回は2件です。</p> <p>【議案第24号非農地証明願、1番・2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上申請番号1番は1筆935㎡、申請番号2番は計15筆1,883㎡、合計16筆2,818㎡で内訳は田が2,522㎡、畑が296㎡です。</p> <p>なお、申請番号1番は昭和19年より所有者が現在の家屋の所有者に宅地として貸し出して以来、現在まで宅地として使用されているものです。</p> <p>申請番号2番は、市内建設会社が平成12年までの間に順次資材置き場を目的として順次転用許可を得て取得したものでありますが、その際に登記の所有者名義のみ移転し、地目の変更をしていなかったために未だ農地として登記されているため、今回非農地証明申請をするものであります。以上です。</p>
議長	<p>田上委員</p> <p>それでは、まず申請番号1番について、私が地区担当委員でありますので、意見申し上げます。</p>
議長 安委員	<p>23日に現地確認をしましたが、私の住まいのほんの近所でもあり、実際に住んでいる方からも話は聞いております。申請地は現在の所有者の先代以前から現在の家屋の持ち主との申し合わせにより宅地として貸し、そのうえに農作業用施設や家屋などを建てて使用していたとのこと。宅地の敷地として長い年月が経過し、周辺にも農地などは無いところなので、非農地としても悪い影響は無いと考えます。</p> <p>続きまして、申請番号2番について地区担当委員 議席番号14番 安津久人委員よりご意見願います。</p>

議 長	<p>23日に現地確認をしました。今回非農地証明願を提出しているところは少し範囲が広いのですが、いずれも以前に転用許可を得て資材置き場として使用しているとのことです。</p>
石倉委員	<p>周辺は耕作地も無く、また資材置き場として使用してから少なくとも20年以上の期間が経過しており、周辺への影響は無いと考えます。</p>
事務局	<p>これより質疑を許します。</p>
議 長	<p>申請番号2番のような場合、転用許可を得ているとのことだが、許可書をもって法務局で地番変更はできないものでしょうか。わざわざ非農地証明を出さないといけないのでしょうか。</p>
議 長	<p>通常は転用許可書をもって地目変更手続を行うことはできますが、本件の場合、許可書が出た当時は所有権移転のみを行い、地目変更をしていなかったようです。最後の許可書が出てから20年ほど経過しておりますし、非農地証明が発行できる場面のひとつに、転用許可を得てからその目的に使用している場合、というのがありますので、本件も非農地証明書の発行を受けて地目変更の手続を行うものであります。</p>
各 委 員	
議 長	
各 委 員	<p>その他ございませんか。</p>
議 長	<p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第24号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
事務局	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p>ご異議なしと認めます。</p>
事務局	<p>よって【議案第24号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>
事務局	<p>次に【報告第14号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け</p>

事務局	付けましたので、事務局、説明願います。
議長	議案書16ページをご覧ください。報告第14号の農地法第3条の3の規定による届出についてご説明いたします。今回は4件です。
各委員 議長	【議案第14号農地法第3条の3の規定による届出、1番から4番を議案書をもとに朗読】
	以上計186筆 44,177.51 m ² で内訳は田が23,238.94 m ² 、畑が20,938.57で、いずれも相続を原因とする農地の取得です。
	これより質疑を許します。
	(意見、質問なし)
	それでは、【報告第14号】を終わります。
	以上をもちまして本日の議事は全て議了いたしました。
	これにて、第8回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。
	ご苦労さまでした。